

電子請求に関する質問と回答

カテゴリ	質問	回答
制度・運用	●すべての業者が対象ですか？	■田辺市とお取引のある事業者様が対象となります。
制度・運用	●市への請求書は、今後、本サービスによる電子請求書にしなければならないのですか？	■従来の方法（紙）による請求書受領も引き続き行いますが、電子取引を推奨しておりますのでご協力の程よろしく申し上げます。
制度・運用	●既に契約・発注済みの取引に関する請求書は対象でしょうか？	■既に契約・発注済みの取引に関する請求書も対象です。 令和8年3月23日から随時、事業者様のご都合に合わせて開始してください。
制度・運用	●電子請求書の開始にあたり、不要（省略）となる書類はありますか？	■電子請求書システムの導入は、請求書の提出（発行）方法が変更となるものです。必要な書類等は従来のおりで変更はありません。
制度・運用	●請求書の日付はどのように記載されますか？	■BtoBプラットフォームで請求書を発行した日が表記されます。差戻しを受けて再発行した場合は、再発行した日が表記されます。
制度・運用	●市へ発行した請求書は、庁内の全ての部署が閲覧・確認できますか？	■発行先部署（取引）のみが閲覧・確認可能となります。発行先部署に誤りがないようにお願いします。
制度・運用	●納品書・完了報告書などの添付資料は、郵送になりますか？	■BtoBプラットフォーム請求書で作成する請求書に添付が可能です。詳細は、BtoBプラットフォーム請求書画面をご覧ください。
制度・運用	●今まで請求書とともに同封してきた明細や伝票などは今後とも添付資料として必要ですか？	■BtoBプラットフォーム請求書では、請求書に明細情報を表現可能です。添付ではなくシステムへご入力をお願いいたします。
操作・機能	●事業者様に本システム利用料などの費用は発生しますか？	■田辺市より招待された事業者様の利用料金は、請求書の基本サービスを無料でご利用いただけます。 ただし、一部オプションサービス（拡張機能）をご利用の際は、別途費用が発生します。※既に有料プランでお申込みの事業者様は除く。 (1)個別作成：手入力による作成（田辺市へ発行）上限なく無料 (2)一括作成：アップロードによる作成は月10通まで無料※通数の定義は、請求書おもてを1通としてカウント (3)請求書明細行数：請求書1通あたり1,000明細行まで無料 【別途有料オプション】 上記(2)(3)の上限数を超える場合や、システム連携を行う場合は、別途費用または有料プランのお申込みが必要です。システム運営会社に問合せください。

電子請求に関する質問と回答

カテゴリ	質問	回答
操作・機能	●発行先の請求書確認状況を知る方法がありますか？	■市側の請求書受領後の状況は、事業者様のBtoBプラットフォーム画面_発行済一覧よりステータス状況を確認することができます。
操作・機能	●概要資料やシステムの操作マニュアル入手方法を教えてください。	■市HPから各資料をダウンロードできます。